

大川市子育て支援総合施設内カフェ運営事業者選定
プロポーザル実施要領

令和3年4月

大 川 市

1 目的

本市は、妊娠期から子育て期までの家庭を一貫して支援するワンストップ窓口として、大川市子育て支援総合施設を設置し、子育て世代への総合的な支援を目指している。また、その場所を大川市の中心部にある大川中央公園内に配置することで、公園や他の公共施設との相互利用を促進し、公園も含めて子育て世代が気軽に立ち寄ることができる施設とするため、この施設内に利用者の利便性とサービスの向上を目的としたカフェを設置する。

今回、本施設利用における魅力をより一層高めることを目的として、子育て支援総合施設のカフェに相応しい飲食サービスの提供ができる豊富な経験と能力を有する運営事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

2 事業の概要

別紙「大川市子育て支援総合施設内カフェ運営に関する仕様書」のとおりとする。

3 選定スケジュール

選定までのスケジュールは次のとおりとする。

(1) 公募開始	令和3年4月1日(木)
(2) 質問の受付	令和3年4月1日(木)～4月7日(水)
(3) 質問の回答	令和3年4月12日(月)
(4) 参加意向申出書の提出	令和3年4月1日(木)～4月16日(金)
(5) 参加資格確認結果の通知	令和3年4月21日(水)
(6) 提案書等の提出期限	令和3年4月22日(木)～4月30日(金)
(7) プレゼンテーション、ヒアリング	令和3年5月中旬
(8) 審査結果の通知、公表	令和3年5月下旬
(9) 行政財産使用許可申請書の提出	令和3年6月上旬

4 実施手順

(1) 公募開始

市のホームページで実施要領等を公表する。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに質問がある場合は、担当部署に対し質問書(様式第1号)を提出すること。ただし、質問書を提出できるのは、5.参加資格に該当する者に限る。

(ア) 提出期限 令和3年4月7日(水)午後5時必着

(イ) 質問書は電子メールにて提出すること。メールの表題は「子育て支援総合施設カフェ質問」とし、メールを送信後、担当課へ電話で受信確認をすること。

(3) 質問の回答

質問のあった質問事項の全てを取りまとめ、令和3年4月12日(月)の午後5時までに市ホームページで公表する。

(4) 参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

① プロポーザル参加意向申出書(様式第2号)

② 飲食業等業務実績書（参加意向申出書の提出日の属する事業年度を除く直近過去2年分の収支を含む実績書とする。（様式任意）

※現在許可を得ている飲食業等の営業許可書の写しを添付すること。

③ 国税、県税及び市税に未納（滞納）がないことの証明書

※国税は税務署指定様式「様式その3の3（個人事業者の場合は様式その3の2）」を使用すること。

④ 登記事項証明書 ※個人の場合は身分証明書

⑤ 誓約書兼同意書（様式第3号）

※③、④は、提出日前3ヶ月以内に発行されたものであること（写し可）。

提出期限 令和3年4月16日（金）午後5時必着

提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）

提出部数 正本1部

(5) 参加資格の確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和3年4月21日（水）までに通知し、併せて提案書等の提出を依頼する。

(6) 提案書等の提出

次に定めるとおり、提案書等を提出すること。

① プロポーザル提案書（様式第4号）

② 企画提案書

・（8）審査の「評価項目」及び「評価の視点」に基づき、企画提案書を作成すること。

・任意様式（A4及びA3で、縦・横問わない）とする。A3の場合、A4サイズに折り込むこと。

・企画提案書の下部余白にページ数を付番すること。

・ページ数は制限しないが、プレゼンテーションの時間内に説明可能な数とすること。

・写真、イラスト、図解等により、わかりやすく簡潔に記載すること。

・文字サイズは12ポイント以上とする。

提出期限 令和3年4月30日（金）午後5時必着

提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留）

提出部数 正本1部、副本6部提出すること。

(7) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。提案者は、次に従って説明を行うこと。

① 1提案者当たりの説明時間は、30分以内とする。

② 会場に入室できるのは3人までとする。

③ 提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることはできない。

④ プレゼンテーション後に審査委員によるヒアリングを実施する（10分程度）。

⑤ プレゼンテーションは、企画提案書の受付順とする。

- ⑥ 審査対象者が1者となった場合でも、プレゼンテーションは実施する。
- ⑦ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に加えて、当該提案書の内容に準拠した電子データによって行うことができる。パソコン以外の機器類（プロジェクター及びスクリーン）は、市が準備する。

(8) 審査（評価、採点）

提出された書類とプレゼンテーションについて、次の項目により評価・採点し、委員の合計点数の最高得点を得た者をカフェ運営事業者候補として選定する。

評価項目	評価の視点	配点
実績	・ 飲食業等の実績について評価する。	10
運営方針	・ コンセプトが明確であるか評価する。 ・ 収支計画が健全であるか評価する。	10
運営体制	・ 営業日及び営業時間が適切であるか評価する。 ・ 従業員の配置計画及び勤務体制が適切であるか評価する。 ・ 食品衛生及び品質の確保が整っているか評価する。 ・ 事故防止の対策が整っているか評価する。	30
メニュー（販売品）	・ 提供するメニュー（販売品）の種類について評価する。 ・ 提供するメニュー（販売品）の価格について評価する。 ・ 地産地消（市内生産物の利用）について評価する。	20
サービス等	・ 利用者へのサービス体制について評価する。 ・ 集客の工夫について評価する。	15
アピールポイント	・ 特色ある取り組みについて評価する。 ・ 運営への熱意について評価する。	15
合 計		100

(9) 審査結果の通知・公表

審査結果については、提案者全員に通知し、併せて選定した候補者の名称及び点数を市ホームページで公表する。

(10) 行政財産使用許可申請書の提出

事業者として選定された者は、大川市財産規則（昭和53年大川市規則第4号）第18条の規定に基づき、「行政財産使用許可申請書」を提出する。

5 参加資格

申出書提出期限（令和3年4月16日（金））において、次の資格を全て有するものとする。

- (1) 大川市内に事業所を有し、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食業等を営んでいる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当してないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税（法人税又は個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税）、県税及び市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者が役員就任や経営関与等を行っていないこと。
- (8) 食品衛生法に基づき、保健所の営業許可が受けられる見込みがあること。
- (9) 食中毒等の事故に備えて、損害賠償・補償保険に加入できる者であること。

6 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- (1) 事務局関係者に直接、間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められ場合
- (3) 実施要領の規定に違反すると市が認める場合
- (4) 指定する様式によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (9) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- (10) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたものと同若しくは類似の提案若しくは盗用した疑いがあると認められる場合（事業者選定後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

7 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (3) 企画提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は、返却しない。提案書等に記載された内容及び個人情報、当該プロポーザルのみに使用し、大川市情報公開条例（平成12年大川市条例第20号）及び大川市個人情報保護条例（平成17年大川市条例第3号）に基づき、適正に管理するものとする（提出書類は、事業者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公開の対象となるものとする。）

8 事務局

大川市役所 子ども未来課 家庭子ども係

〒831-8601 大川市大字酒見256番地1

電話：0944（85）5537 FAX：0944（86）8483

E-mail okwkatei_k@city.okawa.lg.jp

様式第2号

令和 年 月 日

大川市長 倉重 良一 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

プロポーザル参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：大川市子育て支援総合施設内カフェ運営事業者選定

誓約書兼同意書

令和 年 月 日

大川市長 倉重 良一 殿

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、大川市が大川市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識したうえで、下記の事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、公募型プロポーザル参加資格の確認のため、貴市が福岡県筑後警察署に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意します。

記

1. 次のいずれかに該当する者ではありません。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者
- (2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した者、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

※別紙の役員等名簿に会社名、役職名、氏名、性別、生年月日等を記入され本書と一緒に提出して下さい。

様式第4号

令和 年 月 日

大川市長 倉重 良一 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

プロポーザル提案書

次の件についてのプロポーザル提案書を提出します。

件名：大川市子育て支援総合施設内カフェ運営事業者選定